

# 建設局「工事現場環境改善」実施要領

制定 令和8年3月23日 7建総技第683号

## 1 定義

工事現場環境改善とは「ワンデーレスポンス」及び「ウィークリースタンス」の取り組みのことをいう。

監督員（発注者）及び受注者は、「ワンデーレスポンス」及び「ウィークリースタンス」の実施に努める。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、その日のうちに、あるいは適切な期限までに回答することをいう。

ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

## 2 目的

工事の円滑かつ効率的な遂行、品質確保への取組強化のため、計画的に工事を履行しつつ、非効率なやり方の工事現場環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

## 3 対象工事

### (1) ワンデーレスポンス

全ての土木工事

### (2) ウィークリースタンス

全ての土木工事（緊急施工、単価契約を除く）

## 4 取組内容

### (1) ワンデーレスポンス

基本は「即日対応」とする。

① 受注者からの質問、協議等に対して、「その日のうちに」回答することを原則とする。

ワンデーレスポンスは、全て1日で回答しなければならないというものではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答に当たっては、組織的に迅速に対応するものとする。

② 即日回答が困難な場合は、受注者に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのかなどを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、連絡する。

③ 連絡した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

④ 回答に重要な判断が必要となる場合は、工事主管部署内の統一見解の確認や本庁に相談するなど、回答内容の確実性を重視する。この場合においても迅速さが求められるこ

とには変わらない。

- ⑤ 情報共有システムを活用するなどしてワンデーレスポンスの取組を推進し、受発注者の双方の協議や報告を適切かつ円滑に処理できるように努める。
- ⑥ 情報共有システムの活用のほか、工事の執行の効率化を図るため、受注者の意向を確認した上で、遠隔臨場やWEB会議等の活用について、積極的に取り組む。
- ⑦ 受注者からの確かな状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知する。

## (2) ウィークリースタンス

- ① 土日、深夜勤務等を抑制するために、以下の取組を設定し、工事現場環境の改善を行う。

### ア 標準項目

- 1) 依頼日、時間及び期限に関すること
- 2) 会議、打合せに関すること
- 3) 業務時間外の連絡に関すること

### イ 追加項目

その他について、受発注者間において確認の上、決定してもよい。

- ② 受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること
- ③ 工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと
- ④ 施工計画書に取組内容を記載すること
- ⑤ 取組例（参考）

### ア 依頼日、時間及び期限に関すること

- 1) 休日、ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない

### イ 会議、打合せに関すること

- 1) 業務時間外に掛かるおそれのある打合せや立会開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- 2) 打合せはWEB 会議等の活用に努めること

### ウ 業務時間外の連絡に関すること

- 1) 業務時間外に回答が必要となるような連絡を行わない（情報共有システム、メール等含む）
- 2) 受発注者間で勤務時間、ノー残業デーを情報共有すること

## 5 適用

本要領は、令和8年4月1日以降起工（決定）する案件に適用する。